

ジビエ施設の取組事例

-人材確保、労働時間の平準化-

令和8年1月



はじめに

農林水産省鳥獣対策・農村環境課では、全国の処理加工施設が抱える現状や課題を把握し、今後の支援方策の検討に役立てることを目的として、令和7年度に全国の処理加工施設を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の結果、人材の確保や労働時間の平準化に関して多くの施設が課題を抱えていることが明らかとなりました。特に、地域内での人材の確保や、繁忙期・閑散期の作業量の偏りに対応する柔軟な人員体制の構築が多く挙げられました。

こうした課題の解決に向けては、①地域おこし協力隊の活用、②特定地域づくり事業協同組合制度の活用、③特定技能制度や④外国人技能実習制度の活用、⑤経営の多角化による持続的な雇用環境の確保 など、様々な取組が考えられます。

本事例集では、これらの取組を実際に進めている施設の具体的な事例を取り上げ、それぞれの背景、工夫、効果をわかりやすく紹介しています。

課題の解決に向けて取り組む際のヒントや参考として、全国の処理加工施設の皆様にぜひご活用いただければ幸いです。

目次

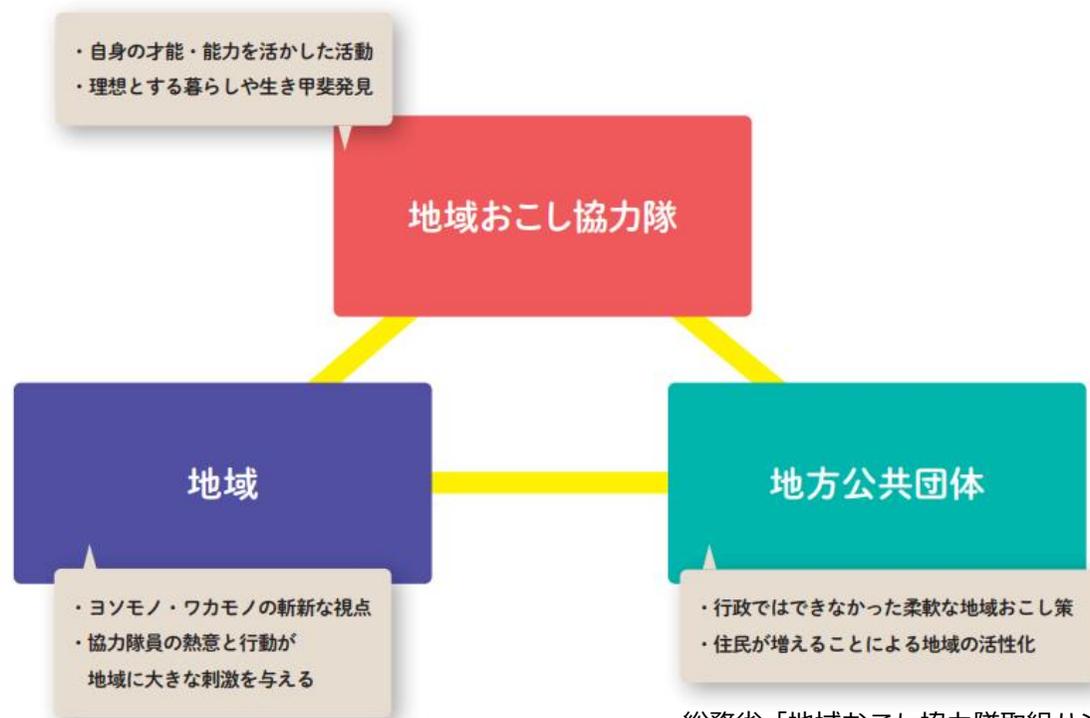
地域おこし協力隊について	3
特定地域づくり事業協同組合制度について	5
特定技能制度について	7
外国人技能実習制度について	11
一経営体による経営の多角化について	14

地域おこし協力隊について

1. 地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

【イメージ図】



総務省「地域おこし協力隊取組ハンドブック（令和6年度作成）」より抜粋

詳細は総務省HPをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

STEP1

きっかけ（背景・課題）

- ・ 従業員を雇用する上で**予算面が課題**となるが、地域おこし協力隊は受入・活動支援にかかる**各種費用に対し、国の支援制度**があった。
- ・ 地域おこし協力隊は基本的に県外から来るため、**様々な知見を得られる**と思った。

STEP2

主な取組

- ・ これまで計6名の地域おこし協力隊を受け入れ、**現在2名の地域おこし協力隊**を雇用。令和8年度も新たに1人雇用を予定している。
- ・ 新たに雇用した際は、**自らの施設でOJT研修**をしっかりと行い、仕事に慣れてもらうようにしている。
- ・ 地域に馴染めるよう、月に1回開催される移住者と定住者が集まる会合と一緒に参加する等、**プライベートの面でもケア**を行う。
- ・ 今後は、**任期終了後も継続して雇用**できるよう、「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用を予定している。

STEP3

活用した感想・成果

- ・ 地域おこし協力隊の方は地域に対してのやる気がすごいので、地元のお祭り等に積極的に参加してくれるほか、**楽しんで仕事をしてくれる**。

＜施設情報＞

- ・ 取扱獣種：イノシシ
- ・ 公設・公営
- ・ 代表自身も地域おこし協力隊として活動経験有
- ・ ジビエを楽しむ食文化を日本に根づかせることを目指し、飲食店に認められる良質な肉づくりに励むとともに、高水準の衛生環境での食肉処理加工を実施
- ・ 講演会によるジビエ処理加工に関する情報提供を実施



OJT研修



ジビエ商品

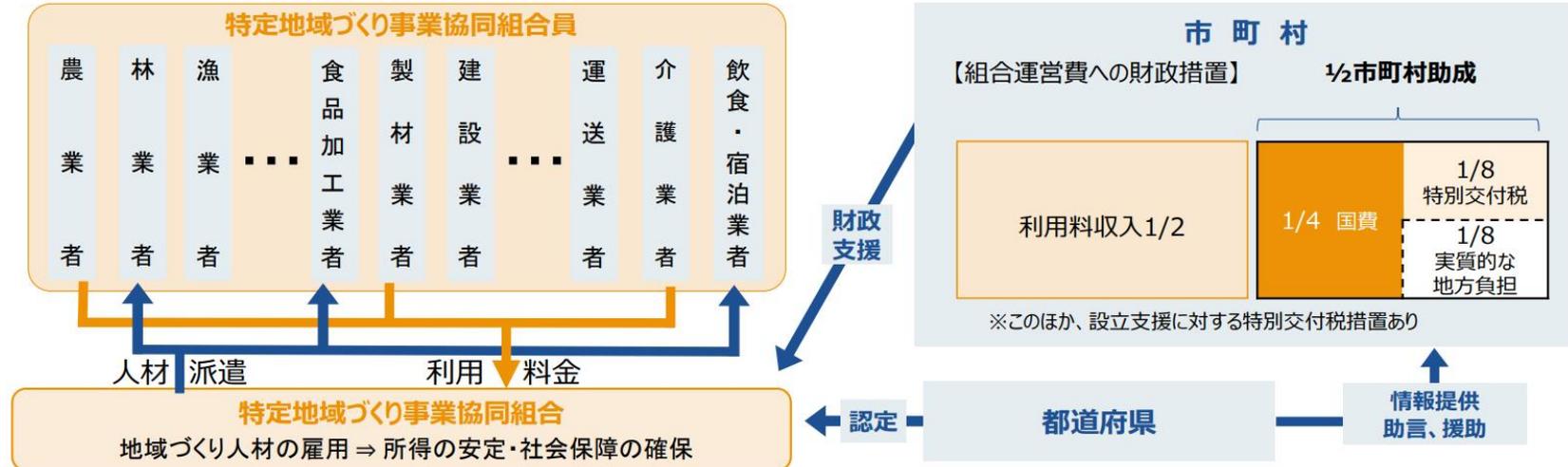
特定地域づくり事業協同組合制度について

1. 特定地域づくり事業協同組合制度とは

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を実施する制度。

※特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）



令和7年10月 総務省地域力創造グループ地域自立応援課「特定地域づくり事業協同組合制度の概要について」より抜粋

詳細は総務省HPをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html

STEP1

きっかけ（背景・課題）

- 地域の仕事には、**繁忙期と閑散期**があり、**年間を通じた雇用が困難**な状況の中、県から特定地域づくり事業協同組合制度について情報提供があった。

STEP2

主な取組

- 県の中小企業団体中央会や市の協力を受け、令和7年に特定地域づくり事業協同組合（農業、水産業、ジビエ処理施設等の地元事業者で構成）として県知事から認定。
- 組合は、自社サイトや農業分野の求人サイト等でマルチワーカーを募集。令和7年時点で1名採用。
- 組合は、**組合構成員の事業繁忙期に応じてマルチワーカーを派遣**。半日単位での派遣も可能とするなど**柔軟に対応可能**。
- マルチワーカーは、鳥獣対策関連業務は概ね9月～5月頃に従事し、ジビエは概ね1月～5月頃に従事予定（令和7年12月時点）。
- 施設としては、鳥獣対策は**鳥獣対策支援**（セミナー運営等支援）を実施し、ジビエは**捕獲個体の解体処理**等を実施予定（令和7年12月時点）。

STEP3

取組の成果

- 地域ではマルチワーカーの派遣に対する需要が大きく、事業者側から見て、**忙しい時期の人材確保の確実性が高まる**メリットがある。
- 1つの事業者では困難であった**通年雇用を地域として実現**。

＜施設情報＞

- 取扱獣種：イノシシ
- 民設・民営
- イノシシを地域の宝に変える取組として、罾と施設のツアー、革の加工、バーベキュー等を内容とするツーリズムを実施。
- 鳥獣被害から地域を守るために行われている地域のイノシシ対策の活動にも参画するとともに、鳥獣被害対策に関するセミナー等も実施。
- 乾燥処理式の減容化施設も導入。減容化産物の利活用を模索中。



箱罾の研修風景



ツーリズム（バーベキュー）風景

特定技能制度について①

1. 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。

2. 在留資格

- ① 特定技能1号： 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ② 特定技能2号： 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・舶用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**自動車運送業**、**鉄道**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**
(※)、**外食業**、**林業**、**木材産業**

(赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。)

※1号特定技能外国人が従事する業務の範囲

飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工（原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等）、安全衛生）。
なお、当該業務に従事する日本人が通常従事している関連業務（原料の調達・受入、製品の納品、清掃、事務所の管理の作業等）に付随的に従事することは差支えない。2号特定技能外国人は、1号特定技能外国人が従事する製造・加工、安全衛生の確保に加え、飲食料品製造業全般に関する管理業務にも従事。

※特定技能外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として「09 食料品製造業」等を行っていることとする。

※飲食料品製造業分野には、飲食料品卸売業、ペットフード等の飼料製造業などは含まれない。

特定技能制度について②

3. 在留資格のポイント

特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（ 通算で上限5年まで ）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号修了者は免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

特定技能制度について③

4. マッチングについて

特定技能制度では、**監理団体は設けておらず**、受入れ機関（特定技能を持った外国人を実際に雇用する企業や団体）は**直接採用活動**を行うか、国内外の**職業紹介機関**を活用し、採用活動を行うことになります。国内での募集であれば、ハローワーク等を通じて採用することも可能です。

5. 雇用における注意点

特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた**基準**を満たす必要があります。

また、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する**義務**があります。

なお、受入れ機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければなりません。当該支援業務については、**登録支援機関**に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施→支援については、登録支援機関に委託も可。全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

詳細は出入国在留管理庁HPや農林水産省HPをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>

STEP1

きっかけ（背景・課題）

- 外国人材の活用を考えていたところ、登録支援機関の知り合いから紹介を受けた。

STEP2

主な取組

- 現在は、**特定技能1号のベトナム人**（元々は技能実習2号）を雇用し、**解体から精肉作業**までを行っている。（令和7年6月現在）
- 給与は日本人と同水準の支払い、ボーナスを払っている。
- 雇用している特定技能1号の方は日本で他の特定技能の方と結婚し、家族で居住できる**寮を同社が提供**。

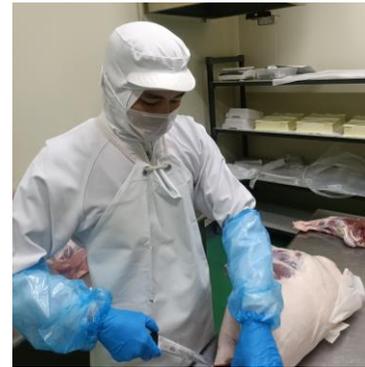
STEP3

活用した感想・成果

- 登録支援機関が手続きを行っているため、制度の活用にあたり、**負担は感じていない**。
- 本来は雇用した外国人の週末の過ごし方等の業務外のサポートも必要だが、同社が雇用したベトナム人は技能実習2号として**日本に慣れていたので、負担になることはなかった**。

<施設情報>

- 取扱獣種：シカ、イノシシ
- 公設・民営（指定管理者）
- 商社で全量買い取り後、首都圏の小売店やレストランに流通
- 捕獲者からの個体の引取依頼を受け、専任の職員が捕獲現場に出向き、速やかに施設へ搬入
- ソーセージ、ベーコン等の商品開発に取り組む



実際の作業風景



鹿ソーセージ

外国人技能実習制度について①

1. 外国人技能実習制度とは

国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて**技能を移転**する制度。

2. 在留期間

- ・ **最長5年間**

(各段階で試験合格や一時帰国が必要1号：1年目、2号：2～3年目、3号：4～5年目)

- ・ 各段階で試験合格や一時帰国が必要

段階	在留期間	条件・内容
技能実習1号	最長1年	入国後、原則2か月間の講習を受ける。その後、実習開始
技能実習2号	最長2年	1号終了後、技能検定等に合格し、2号へ移行。
技能実習3号	最長2年	2号終了後、技能検定等に合格し、3号へ移行。 (第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に一旦帰国)
合計	最長5年	1号(1年) + 2号(2年) + 3号(2年) = 最長5年間

外国人技能実習制度について②

3. 技能実習生の受入れ方式

① 団体管理型

→非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

② 企業単独型

→日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

4. 今後の動向

技能実習制度を抜本的に見直し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」が2027年（令和9年）に創設されます。

詳細は厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

STEP1

きっかけ（背景・課題）

- 親会社が建設業であり、すでに**外国人技能実習生**を雇っていたため、ジビエ処理施設でも雇うことで**人手不足の課題を解消**できないかと考えた。

STEP2

主な取組

- 現在は、**4名の外国人技能実習生（カンボジア人）**を雇用し、**ハム・ソーセージの加工作業等**を行っている。（令和7年6月現在）
- 面接をする際、オンライン面接だと**信頼関係や相互理解が築きづらい**ので、**現地で直接面接**を実施。
- 実習生のために空き家を借り上げ、安い家賃で**住居を提供**。
- 日本語能力試験の取得状況により、給与を反映し、**モチベーションアップ**につなげている。

STEP3

活用した感想・成果

- 言葉の壁はあったが、その分、見て覚えてくれるため、**1か月程度で作業を身に着ける**ことが出来た。
- 発展途上国の方は、日本で**まじめに仕事をしてくれる**印象。

<施設情報>

- 取扱獣種：シカ、イノシシ
- 民設・民営
- 鳥獣被害対策から得られるジビエを地域資源として、自ら営業しているレストランや宿泊施設、キッチンカーで提供し、解体処理から販売まで総合的に展開。
- 同社はハム・ソーセージを製造していたので、技能実習制度の対象職種のうち、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の分野で技能実習生を雇用。

実際の作業風景
(加工作業)

ジビエ加工製品

一経営体における経営の多角化について

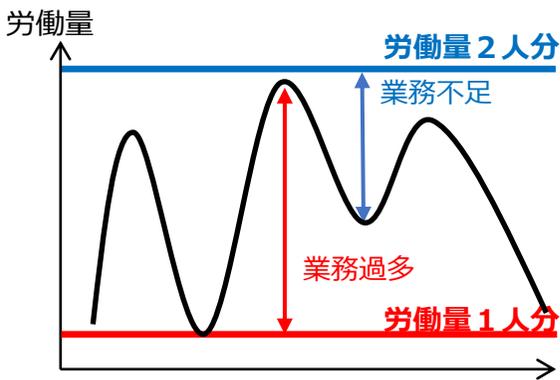
1. 処理加工施設における人材の確保、労働力の有効活用

ジビエ処理加工は人手によるため、人材確保が不可欠だが**人材が集まりにくい**。また、捕獲鳥獣の特性上、**受入れが少ない時期は労働力を持て余す**といったミスマッチも起きやすいという課題の解決のために、「地域おこし協力隊」など外部からの人材の確保のほか、**経営の多角化により労働力を有効活用**し業務量を平準化する取組も出てきている。

○ 処理加工施設の課題（人材面）

- ・ 恒常的に人手不足（施設が立地する地方では人材が見つからない）。
- ・ 限られた人員では、長時間労働となり、ますます人が集まりにくい。
- ・ 労働が少ない（搬入が少ない）時期に合わせると人手が足りず、多い時期に合わせると労働力を持て余すといった問題もある。

（時期による労働量の変動のイメージ）



経営多角化による労働力の有効活用

外部人材の確保

食肉製造 + 加工品・サービス

- ・ ジビエの解体処理のほか、ソーセージ、レトルトカレー等の加工品やクラフト製品等の製造・販売を実施。
- ・ レストランを併設し、ジビエ料理を提供。



ジビエショップ

食肉製造 + 農業

- ・ 地域で生産に力を入れているアスパラガスを栽培。
- ・ 捕獲が少なく解体頭数も少ない春頃が農繁期にあたる。



農園

地域おこし協力隊

- ・ 市町村が雇用（生活費を支給）。
- ・ 任期は3年間、地域の状況や課題に応じて様々な取組を行う。

＜活用した施設の声＞

- ・ 最初、未経験だったが、指導の後、今では中核人材（任期後も定着）。

外国人材（特定技能外国人）

- ・ 特定技能制度（1号は最大5年）
- ・ 加工品製造等も行えば、飲食料品製造業分野で利用可能。

＜活用した施設の声＞

- ・ 登録支援機関のサポートで、制度利用は思ったほど難しくなかった。

特定地域づくり事業協同組合

- ・ 複数の事業者で組合を設立、組合が職員を雇用し各事業所に派遣。

STEP1

きっかけ（背景・課題）

- ・ ジビエ処理施設は農作物被害を減らすための施設なので、**農業の担い手不足の一助として**、自らも農業をやろうと思った。
- ・ 経営の安定化を図り、**継続して事業を行える**よう、農業を兼業してやろうと思った。

STEP2

主な取組

- ・ ジビエ処理施設の運営のほか、アスパラガス、白ネギ等を生産。
- ・ 従業員はジビエの解体・処理を行う人と農業を行う人で分かれており、**ジビエ処理施設の手が空いた時に農業を手伝う**体制にすることで、**労働時間の平準化**につなげている。
- ・ 屋台等で出店するときに、ジビエだけでなく、施設で生産した規格外の野菜と一緒に提供することで**付加価値を高める**ことが出来た。

STEP3

取組の成果

- ・ ジビエだけでなく、農業による収入を得ることで**安定した収入を確保**することが出来た。

<施設情報>

- ・ 取扱獣種：シカ
- ・ 民設・民営
- ・ 止め刺しから1時間以内に搬入した雌鹿か2歳までの雄鹿を食肉とすることで、高品質なお肉を提供
- ・ 食肉のほかジビエペットフードも販売
- ・ 農業の担い手不足の一助として、処理加工施設の運営だけでなく、アスパラガスや白ネギ等の生産を実施



農場の風景



ジビエとアスパラガス